

総税企第64号
平成31年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長 殿
各指定都市議会議員

総務大臣
(公印省略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第38号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）は平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第39号）は原則として同年10月1日）から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

一 総括的事項

平成31年度の税制改正においては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する等の観点から、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げを行うこととした。
- (2) 自動車税の税率の引下げ、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直しを行うこととした。
- (3) 地方公共団体に対する寄附に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行うこととした。

二 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 特例控除額の控除対象となる寄附金について、以下の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（ケにおいて「特例控除対象寄附金」という。）とすることとした（法37の2②）。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施すること。
 - ② 都道府県等が個別の寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額が、いずれも当該寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。
 - ③ 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであること。
 - イ アの基準は、総務大臣が定めるものとした（法37の2②）。
 - ウ 指定を受けようとする都道府県等は、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に、基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならないものとした（法37の2③、則1の16、1の17）。
 - エ 指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができないものとした（法37の2④）。
 - オ 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとした（法37の2⑤）。
 - カ 総務大臣は、指定をした都道府県等がアの基準に適合しなくなったと認めるとき、又はオの報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができるものとした（法37の2⑥）。

- キ 総務大臣は、指定をし、又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとした（法37の2⑦）。
- ク 総務大臣はアの基準の設定若しくは改廃又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないものとした（法37の2⑧）。
- ケ 個人の道府県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講ずること（法附則7①～⑥、附則7の2①②）。
- (2) 個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずることとした。
- ア その適用を平成45年度分の個人の道府県民税まで延長することとした（法附則5の4の2①、附則45②）。
- イ 所得割の納税義務者が住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合であって、居住年から10年目に該当する年以後居住年から12年目に該当する年までの各年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合には、個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の合計額は、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.4）に相当する金額（当該金額が54,600円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、27,300円）を超える場合には、54,600円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、27,300円））とすることとした（法附則5の4の2③、附則45②）。
- ウ 個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとした（旧法附則5の4の2②）。
- (3) 給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者（前年の総所得金額等が48万円以下である児童について児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとした（法23①ⅫのⅡ、45の3の2①Ⅲ、45の3の3①Ⅲ、令7の3、則2の3の3、2の3の6）。
- (4) 前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の道府県民税に関する申告書を提出するときは、個人の道府県民税に係る所得控除のうち当該所得控除に相当する所得税に係る所得控除に関する確定申告書の記載事項が所得税に関する法令の規定により一定の簡便な記載とされたものに関する個人の道府県民税に関する申告書の記載事項について一定の簡便な記載によることができることとした（法45の2⑥、則2⑤⑥）。
- (5) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、以下の措置を講ずることとした

- ア その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、特例の適用を受けることができるものとする（法附則４４の２①、令附則２７の２①）。
- イ その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、特例の適用を受けることができるものとする（法附則４４の２②、令附則２７の２①②）。
- (6) 子どもの貧困に対応するため、以下の措置を講ずることとした。
- ア 平成３３年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が１３５万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えることとした（法２４の５①Ⅱ）。
- イ 個人の道府県民税に関する申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、これらの申告書にその旨を記載することとした（法４５の２①Ⅷ）。
- ウ アの改正に伴い、市町村が情報提供ネットワークシステムを使用して、児童扶養手当関係情報の提供を求めることができるものとする（法附則４４の２②）。
- (7) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものについて収益事業課税とすることとした（法附則７の５）。
- (8) 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に対して、当該大会関連の事業以外の事業を行わない場合には、当該外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、法人の道府県民税について、非課税とする等所要の措置を講ずることとした（法附則７の６①②、令附則５の２の２①）。

2 事業税

- (1) 法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずることとした（法７２の２４の７①～③、⑦、附則９の２）。
- ア 平成３１年１０月１日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税について、標準税率を次のとおりとすることとした。
- ① 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の所得割の標準税率

所得のうち年四百万円以下の金額	100分の0.4
-----------------	----------

所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	100分の0.7
所得のうち年八百万円を超える金額	100分の1

② 特別法人の所得割の標準税率

所得のうち年四百万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年四百万円を超える金額	100分の4.9

③ 資本金一億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得のうち年四百万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	100分の5.3
所得のうち年八百万円を超える金額	100分の7

④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額	100分の1
------	--------

イ 資本金1億円超の普通法人の所得割について、標準税率に1.7を乗じて得た率を超える税率で課することができないものとする事とした。

ウ 平成31年10月1日以後に開始する各事業年度に係る特定の協同組合等の法人の事業税の所得割について、標準税率を以下のとおりとする事とした。

所得のうち年四百万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	100分の4.9
所得のうち年十億円を超える金額	100分の5.7

- (2) 都道府県が当該都道府県内の市町村に交付する法人事業税交付金を算出する際に当該都道府県に納付された法人事業税額に相当する額に乗じる率を100分の7.7とすることとした(令35の4の5、35の4の7、57の2の7)。
- (3) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものの事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税とする等所要の措置を講ずることとした(法附則8の5)。
- (4) 平成32年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人が行う当該大会関連の事業に対して、当該外国法人の平成31年4月1日から平成32年12月31日までの間に開始する各事業年度に限り、非課税とする等所要の措置を講ずることとした(法附則8の6、令附則6)。
- (5) 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした(法附則9)。
- ア 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。
- イ 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。
- ウ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。
- エ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。

- オ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。
- カ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。
- キ ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。
- ク 株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。
- (6) 平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則9②、令附則6の2⑨、則附則2の8）。
- (7) 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の事業税の税額控除の特例措置について、控除の上限を当期の事業税額の100分の20とする措置を講ずることとした（法附則9の2の2①）。

3 地方消費税

地方消費税の清算に利用するサービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査に基づき定める額から、平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新することとした。なお、更新に際して、当該調査の「総合リース業」、「産業用機械器具賃貸業」、「経営コンサルタント業、純粋持株会社」、「広告業」、「商業写真業」、「その他の技術サービス業」、「産業廃棄物処理業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」、「労働者派遣業」、「ビルメンテナンス業」及び「他に分類されない事業サービス業」の欄の額を除外することとした（則7の2の10）。

4 不動産取得税

- (1) 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体から取得する農用地等について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則10⑥）。
- (2) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業の実施により取得した一定の特定公共施設等の用に供する土地について、

当該取得が平成34年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則11⑰、則附則3の2の21）。

- (3) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置について、対象工事の要件に居室の窓の断熱改修工事又はこれと併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3となるものを加えた上、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした（法附則11の4④）。
- (4) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置について、対象工事の要件に居室の窓の断熱改修工事又はこれと併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3となるものを加えた上、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした（法附則11の4⑥）。
- (5) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則10①）。
 - イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則10③）。
 - ウ 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11①）。
 - エ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11③）。
 - オ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11④）。
 - カ 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11⑤）。
 - キ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11⑦）。
 - ク 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財

の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11⑩）。

ケ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11⑪）。

コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11⑫）。

サ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11の4①）。

シ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11の4②）。

ス 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則51の2）。

(6) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる小規模不動産特定共同事業者等が取得する家屋の要件に主要構造部が木造である共同住宅以外の家屋であること又は当該取得する家屋について行う増築等の工事に要した費用の額が300万円以上（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）であることのいずれかに該当することについて証明された家屋であることを加えた上、その適用期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則11⑬、令附則7⑱、則附則3の2の17）。

(7) その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 自動車取得税

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2①）。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2②）。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12条の2の2②、則附則4の5①）。

ア 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

② 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（車両総重量が2.5tを超えるバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の25を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2の2③）。

(5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2の2④、則附則4の5⑦）。

ア 次のいずれかに該当すること。

① 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

② 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の50を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2の2⑤、則附則4の5⑧～⑭）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
- ① 次のいずれかに該当すること。
 - (イ) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ロ) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、

窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- ② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(二) 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成28年10月1日（車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(二) 平成21年10月1日（車両総重量が12t以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

- (7) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法

附則 12 の 2 の 2 ⑥、則附則 4 の 5 ⑮)。

ア 次のいずれかに該当すること。

① 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

② 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

- (8) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に 100 分の 75 を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成 31 年 9 月 30 日まで延長することとした（法附則 12 の 2 の 2 ⑦、則附則 4 の 5 ⑯⑰）。

ア ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

① 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

(ロ) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

② エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

① 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成 30 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

(ロ) 平成 17 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

② エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

- (9) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（乗用車又は車両総重量が 2.5 t 以下のバス又はトラックに限る。）であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に 100 分の 80 を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成 31 年 9 月 30 日まで延長することとした（法附則 12 の 2 の 2 ⑧）。

- (10) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（以下「環境対応車」という。）であって初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成 31 年 9 月 30 日まで延長することとした（法附則 12 の 2 の 4 ①～⑤、則附則 4 の 6）。

- (11) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバスであって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例

措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2の4⑥、則附則4の6の2①②）。

- (12) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2の4⑦、則附則4の6の2③④）。
- (13) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2の4⑧）。
- (14) 一定の乗用車若しくはバス（以下「バス等」という。）又はトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則12の2の4⑨～⑫、則附則4の6の2⑦～⑰）。
- (15) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした（法附則52①～③）。

6 自動車税

- (1) 道府県は、納税者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、電子情報処理組織を使用して、又は地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して申告書又は報告書の提出を行うときは、当該道府県の条例で定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、一定の方法により徴収することができることとした（法151の2、則9）。
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する自動車税の特例措置について、次のとおり延長することとした（法附則12の3、則附則5、5の2）。

ア 環境負荷の少ない自動車

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- ① 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成30年輕油軽中量車基準に適合するもの又は平成21年輕油軽中量

車基準に適合するものについて、税率の概ね100分の75を軽減すること。

- ② エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（①の適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、平成31年度に税率の概ね100分の15（バス及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

① ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

- (3) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を平成31年4月1日から平成31年9月30日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成31年度分の自動車税を非課税とする措置を講ずることとした（法附則第54①）。

- (4) 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対しては、環境性能割を非課税とすることとした（法149①②、則9の2②～④⑧～⑳）。

ア 電気自動車

イ 次に掲げる天然ガス自動車

① 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

② 平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えない

こと。

- (ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- ④ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ⑤ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えない

こと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる石油ガス自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

カ 次に掲げる軽油自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

① 乗用車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

(二) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいづ

れにも該当するもの

- (イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
 - (二) 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

⑤ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(5) 環境性能割の税率を次のとおりとすることとした（法157①～④、則9の4）。

ア 次に掲げるガソリン自動車（(4)の適用を受けるものを除く。） 100分の1

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 次のいずれかに該当すること。
 - (一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する

もの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

⑤ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる石油ガス自動車（(4)の適用を受けるものを除く。） 100分の1

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えない

こと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 次に掲げる軽油自動車（(4)の適用を受けるものを除く。） 100分の1

① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

(二) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(二) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110

0 を乗じて得た数値以上であること。

エ 次に掲げるガソリン自動車（(4)及びアの適用を受けるものを除く。） 100分の2

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

③ 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率以上であること。

⑤ 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 3 を超えないこと。

(二) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる石油ガス自動車 ((4)及びイの適用を受けるものを除く。) 100 分の 2

① 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成 30 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

(二) 平成 17 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。

② 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成 30 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

(二) 平成 17 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率以上であること。

カ 次に掲げる軽油自動車 ((4)及びウの適用を受けるものを除く。) 100 分の 2

① 車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成 30 年輕油軽中量車基準に適合すること。

- (二) 平成21年輕油輕中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油輕中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 次のいずれかに該当すること。
- (一) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
- (二) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- キ (4)及びアからカまでの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3
- (6) 道府県は、平成31年度から平成33年度までの各年度において、環境性能割額に相当する額の100分の47に相当する額を、当該道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付することとした(法177の6①、改正令附則5①②)。
- (7) 自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)に対して課する平成31年10月1日以後の種別割の標準税率を次のとおりとすることとした(法177の7①)。
- ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万5,000円
- イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 3万500円
- ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万6,000円
- エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 4万3,500円
- オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 5万円
- カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 5万7,000円
- キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 6万5,500円

- ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 7万5,500円
- ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 8万7,000円
- コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万円
- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスについて、当該一般乗合用のバスの取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした（法附則12の2の10①）。
- (9) (5)ア②及び(5)イ②に掲げる自家用の乗用車については、当該自家用の乗用車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（以下「特定期間」という。）に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした（法附則12の2の10②）。
- (10) 道府県知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした（法附則12の2の11、則附則4の10）。
- (11) 自家用の乗用車に対する(5)エ②、(5)オ②及び(5)キの適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、(5)エ②及び(5)オ②の「100分の2」とあるのは「100分の1」と、(5)キの「100分の3」とあるのは「100分の2」とすることとした（法附則12の2の12②）。
- (12) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から1,000万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則12の2の13①、則附則4の11①②）。
- (13) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものは、200万円）を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則12の2の13②、則附則4の11③④）。
- (14) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から100万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則12の2の13③、則附則4の11⑤⑥）。
- (15) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線

逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則12の2の13④、則附則⑦～⑬）。

ア 車両総重量が5t以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

ウ 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(16) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、アからウまでに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が平成31年11月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、エに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則12の2の13⑤、則附則⑭）。

ア 車両総重量が5t以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ウ 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成

26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

エ 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(17) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則12の2の13⑥、則附則4の11⑮）

ア 車両総重量が5t以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

イ 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ウ 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(18) バス等又は車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラック若しくは車両総重量が20tを超え22t以下のトラックであって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成32年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラックにあっては、平成31年10月31日）までに行われたときに限り、通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則12の2の13⑦、則附則4の11⑯）。

(19) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした（法附則12の3、則附則5、5の2）。

ア 環境負荷の少ない自動車

平成30年度、平成31年度及び平成32年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

① 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出

量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもの、石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもの及び軽油自動車のうち平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車について、税率の概ね100分の75を軽減すること。

- ② ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの及び石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のものについて、税率の概ね100分の50を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15（バス及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

- ① ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- ② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (20) 特定日（平成31年10月1日）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに地方税法の施行地外で運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する平成31年10月1日以後の種別割の標準税率を次のとおりとすることとした（法附則第12の4①②、則附則5の2の2）。

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額 2万9,500円

イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 3万4,500円

- ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 3万9,500円
- エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 4万5,000円
- オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 5万1,000円
- カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 5万8,000円
- キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 6万6,500円
- ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 7万6,500円
- ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 8万8,000円
- コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 11万1,000円

(21) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした（法附則12の4③～⑤）。

ア 環境負荷の少ない自動車

次の期間に初回新規登録を受けた自家用の乗用車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- ① (20)の適用を受ける自家用の乗用車のうち、(19)ア①に掲げるものに対する(20)の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の75を軽減すること。
- ② (20)の適用を受ける自家用の乗用車のうち、(19)ア②に掲げるものに対する(20)の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の50を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

(20)の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車を除く。）のうち、(19)イに掲げるものに対する(19)イ①及び(19)イ②に定める年度以後の年度分の種別割に係る(20)の適用については、税率の概ね100分の15を重課する特例措置を講ずること。

(22) 道府県知事は、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他

不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした（法附則12の5、則附則5の2の3）。

(23) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、当該取得された自動車に係る環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした（法附則53の2、令附則32、則附則23）。

(24) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする措置を講ずることとした（法附則54、令附則32の2、則附則23の2）。

ア 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間 平成31年度分及び平成32年度分

イ 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの期間 平成32年度分及び平成33年度分

(25) 道府県は、平成34年度以後の各年度において、環境性能割額に相当する額の100分の43に相当する額を、道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付することとした（法177の6①、令44の8②、44の9、改正令附則5③）。

(26) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車のうち平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車のうち、自家用の乗用車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成34年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成35年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の75を軽減することとした（法附則12の3④）。

7 狩猟税

次に掲げる狩猟税の課税免除等の特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。

(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置（法附則32①）

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置（法附則32②）

(3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置（法附則32の2①）

- (4) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置（法附則32の2②）

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。
- ア 特例控除額の控除対象となる寄附金について、以下の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（ケにおいて「特例控除対象寄附金」という。）とすることとした（法314の7②）。
- ① 寄附金の募集を適正に実施すること。
 - ② 都道府県等が個別の寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額が、いずれも当該寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。
 - ③ 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであること。
- イ アの基準は、総務大臣が定めるものとした（法314の7②）。
- ウ 指定を受けようとする都道府県等は、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に、基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならないものとした（法314の7③、則1の16、1の17）。
- エ 指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができないものとした（法314の7④）。
- オ 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとした（法314の7⑤）。
- カ 総務大臣は、指定をした都道府県等がアの基準に適合しなくなったと認めるとき、又はオの報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができるものとした（法314の7⑥）。
- キ 総務大臣は、指定をし、又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとした（法314の7⑦）。
- ク 総務大臣はアの基準の設定若しくは改廃又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないものとした（法314の7⑧）。
- ケ 個人の市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講ずること（法附則7⑧～⑬、附則7の2④⑤）。
- (2) 個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずることとした。
- ア その適用を平成45年度分の個人の市町村民税まで延長することとした（法附則5の4の2⑤、附則45⑤）。

イ 所得割の納税義務者が住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合であって、居住年から10年目に該当する年以後居住年から12年目に該当する年までの各年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合には、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の合計額は、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の5.6）に相当する金額（当該金額が81,900円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、109,200円）を超える場合には、81,900円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、109,200円））とすることとした（法附則5の4の2⑦、附則45⑤）。

ウ 個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとした（旧法附則5の4の2⑦）。

(3) 給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者（前年の総所得金額等が48万円以下である児童について児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとした（法292①ⅫのⅡ、317の3の2①Ⅲ、317の3の3①Ⅲ、令46の2の3、則2の3の3、2の3の6）。

(4) 前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の市町村民税に関する申告書を提出するときは、個人の市町村民税に係る所得控除のうち当該所得控除に相当する所得税に係る所得控除に関する確定申告書の記載事項が所得税に関する法令の規定により一定の簡便な記載とされたものに関する個人の市町村民税に関する申告書の記載事項について一定の簡便な記載によることができることとした（法317の2⑥、則2⑦⑧）。

(5) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、以下の措置を講ずることとした

ア その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、特例の適用を受けることができるものとする（法附則44の2⑥、令附則27の2③）。

イ その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が、当該居住の用に供することができなくな

った家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、特例の適用を受けることができるものとする（法附則44の2⑦、令附則27の2③④）。

(6) 子どもの貧困に対応するため、以下の措置を講ずることとした。

ア 平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えることとした（法295①Ⅱ）。

イ 個人の市町村民税に関する申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、これらの申告書にその旨を記載することとした（法317の2①Ⅷ）。

ウ アの改正に伴い、市町村が情報提供ネットワークシステムを使用して、児童扶養手当関係情報の提供を求めることができるものとする。

(7) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものについて収益事業課税とすることとした（法附則7の5）。

(8) 平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に対して、当該大会関連の事業以外の事業を行わない場合には、当該外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、法人の市町村民税について、非課税とする等所要の措置を講ずることとした（法附則7の6③④、令附則5の2の2②）。

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を当該特定公共施設等に係る工事の完了から5年度間はその価格の3分の1の額とすることとした（法附則15④⑤、令附則11④⑤、則附則6⑧）。

(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から平成33年3月31日までの間に特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を当該土地使用権の始期に該当する日から5年度間はその価格の3分の2の額とすることとした（法附則15⑥、令附則11⑥）。

(3) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税について、最初の5年度間は当該家屋に係る固定資産税額の3分の1（一定の住宅である家屋については固定資産税額の3分の2）に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額することとした（法附則15の8④、令附則12③⑥⑦、則附則7①）。

- (4) 平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成28年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部について、平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした（法附則16の2、令附則12の4、則附則7の3）。
- (5) 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象に改良された車両の当該改良された部分を加えるとともに、気動車の適用要件を液体式気動車から電気式気動車に変更し、一定の鉄道事業者等が取得する新造車両の適用要件に一定の環境性能要件を加えた上で、その新造車両に係る新造期限又は改良された車両の当該改良された部分に係る改良期限を平成33年3月31日までとすることとした（法附則15⑩、令附則11⑩、則附則6⑩）。
- (6) 一般送配電事業者等が緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の新設期限を平成34年3月31日まで延長することとした（法附則15⑫）。
- ア 対象に道路法に基づき占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された道路の区域の地下に埋設するために新設したケーブル等設備を加えた上、当該ケーブル等設備に係る課税標準を最初の4年度間はその価格の2分の1の額とすること。
- イ 緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備（アに掲げるものを除く。）に係る課税標準をその価格の4分の3（改正前3分の2）の額とすること。
- (7) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則14②）。
- イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15④）。
- ウ 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15⑭）。
- エ 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15⑮）。
- オ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特

例措置について、その対象資産の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15⑱）。

カ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15㉒）。

キ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成32年度分まで延長すること（法附則15㉗）。

ク 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15㉘）。

ケ 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15㉚）。

コ 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その補助開始対象期間を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15㉜）。

サ 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その設置期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15㉝）。

シ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15の8①）。

ス 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の新築期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15の8②）。

セ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15の8③）。

ソ 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は損壊した償却資産を改良した場合における当該改良された部分に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則56⑫）。

(8) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 電気を動力源とする自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15⑩、令附則11⑩、則附則6⑳）。

① 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備を適用対象から除外すること。

② 課税標準をその価格の4分の3（改正前3分の2）の額とすること。

イ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の12分の11（改正前6分の5）の額とした上、その対象資産の取得期限を平成33年3月31日まで延長すること（法附則15㉔）。

(9) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 軽自動車税

(1) 平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり税率を軽減することとした（法附則30②～④、則附則8の3の4）。

ア 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないものについて、税率の概ね100分の75を軽減すること。

イ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

① エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

ウ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車（イの適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね100分の25を軽減すること。

① エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30

年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

- (2) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を平成31年4月1日に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、平成31年度分の軽自動車税を非課税とする措置を講ずることとした（法附則57①）。
- (3) 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を非課税とすることとした（法446①、則15の9）。

ア 電気軽自動車

イ 次に掲げる天然ガス軽自動車

- ① 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの
- ② 平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス軽自動車

ウ 次に掲げるガソリン軽自動車

- ① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- ② 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

- (4) 環境性能割の税率を次のとおりとすることとした（法451①～④、則15の11）。

ア 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（(3)の適用を受けるものを除く。） 100分の1

- ① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

② 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(二) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

イ ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が2.5t以下のトラックに限る。）であって、次のいずれにも該当するもの（(3)及びアの適用を受けるものを除く。） 100分の2

① 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ (3)並びにア及びイの適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車a 100分の3

(5) (4)ア①に掲げる自家用の三輪以上の軽自動車について、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とすることとした（法附則29の8の2）。

(6) 道府県知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした（法附則29の9③～⑥、則附則8の3の3）。

(7) 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する(4)イ及び(4)ウ（法附則29の18の規定により当分の間「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。）の適用については、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われ

たときに限り、「100分の2」とあるのは「100分の1」とすることとした（法附則29の18③）。

- (8) 平成31年度及び平成32年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり種別割の税率を軽減することとした（法附則30②～④、則附則8の3の5）。

ア 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、税率の概ね100分の75を軽減すること。

イ 次に掲げる三輪以上のガソリン軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

① 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもの

② 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上のもの

ウ 次に掲げる三輪以上のガソリン軽自動車（イの適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね100分の25を軽減すること。

① 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの

② 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上のもの

- (9) 市町村長は、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他の不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした（法附則30の2、則附則8の4）。

- (10) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、当該取得された三輪以上の軽自動車に係る環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした

(法附則 57、令附則 34、則附則 25)。

- (11) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする措置を講ずることとした(法附則第58、令附則35、則附則26)。

ア 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間 平成32年度分

イ 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの期間 平成32年度分及び平成33年度分

- (12) 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものが平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の種別割に限り、当該自家用の三輪以上の軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の75を軽減することとした(法附則30⑤)。

4 事業所税

- (1) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものが行う収益事業以外の事業について、非課税とする措置を講ずることとした(法附則32の3)。

- (2) 次のとおり課税標準の特例措置を延長することとした。

ア 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長すること(法附則33①)。

イ 沖縄振興特別措置法に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長すること(法附則33②)。

ウ 沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長すること(法附則33③)。

エ 沖縄振興特別措置法に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長すること(法附則33④)。

オ 一定の政府の補助を受けた者が設置する児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものにおいて行う事業に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長すること(法附則33⑥)。

- (3) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、適用対象に菓子製造業、パスタ製造業及び砂糖製造業を追加した上、その適用期限を法人の事業については平成33年3月31日まで、個人については平成32年分まで延長することとした（法附則33⑤、則附則12の3③）。
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 国民健康保険税

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を61万円（改正前58万円）に引き上げることとした（令56の88の2①）。
- (2) 国民健康保険税の減額の基準について、5割（4割・3割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円（改正前27万5千円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円（改正前50万円）に、それぞれ引き上げることとした（令56の89①②Ⅱ）。

第3 その他

1 e L T A X 障害発生時の申告等に係る期限延長

- (1) 総務大臣は、法790の2の規定による報告があった場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、申告等をすべき者であって、期限までに申告等の全部又は一部を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができるものとする事とした（法20の5の2②）
- (2) 地方税共同機構は、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、申告等を行う者のうち全部又は一部のものが当該申告等を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行うことができないと認めるときは、直ちに、当該理由となった事象の状況等を総務大臣に報告しなければならないものとする事とした（法790の2、則31の6の2）。
- (3) (1)及び(2)について、特定徴収金の収納の特例の創設に係る所要の措置を講ずることとした（法20の5の2②、790の2、則31の6の2①）。

- 2 口座管理機関及び振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を個人番号又は法人番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととした（法20の11の3、20の11の4、令6の21の3、6の21の4、則1の9の4、1の9の5）。

三 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）に関する事項

標準税率を超える税率で事業税を課する都道府県が法人事業税交付金を交付する場合には、納付された法人の事業税の額から当該額に当該都道府県が標準税率を超えて課する部分に相

当する額の割合として算定された率を乗じて得た額を控除した額の一部に相当する額を、当該都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付することとした（平成28年改正法第2条）。

四 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）に関する事項

- 1 法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金1億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、事務所又は事業所所在地の道府県知事又は市町村長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等所要の措置を講ずることとした（平成30年改正法第4条、則3の3の3、4の6の2、5の2、5の2の2、10の2の8、附則3の2の2）。
- 2 地方消費税の譲渡割に係る納税申告書等について、電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金の額等が1億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとした（平成30年改正法4）。

五 地方揮発油譲与税法の改正（平成46年4月1日施行）に関する事項

- 1 地方揮発油譲与税の1,000分の548に相当する額を都道府県及び指定市に対して一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした（地方揮発油譲与税法2①、4①）。
- 2 地方揮発油譲与税の1,000分の55に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした（地方揮発油譲与税法2⑦、4①、地方揮発油譲与税法施行規則6の2）。
- 3 地方揮発油譲与税の1,000分の397に相当する額を市町村（特別区を含む。）に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした（地方揮発油譲与税法3①、4①）。
- 4 総務大臣は、譲与の基準を制定し、又は改廃しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴くこととした（地方揮発油譲与税法7の2）。

六 自動車重量譲与税法の改正（平成31年4月1日施行）に関する事項

- 1 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の1,000分の348に相当する額を市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与することとした（自動車重量譲与税法1）。

- 2 自動車重量譲与税の $\frac{3}{4} \times \frac{8}{100}$ に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした（自動車重量譲与税法2①、3①）。
- 3 自動車重量譲与税の $\frac{3}{4} \times \frac{8}{100}$ に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした（自動車重量譲与税法2の2、3①、自動車重量譲与税法施行規則3の2）。
- 4 市町村長及び都道府県知事は、自動車重量譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出することとした（自動車重量譲与税法5）。
- 5 総務大臣は、譲与額の算定に錯誤があつて、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額を市町村及び都道府県に譲与すべき額とすることとした（自動車重量譲与税法6）。
- 6 総務大臣は、譲与の基準を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴くこととした（自動車重量譲与税法6の2）。
- 7 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の $\frac{1}{1000}$ の $\frac{4}{22}$ に相当する額とし、自動車重量譲与税の $\frac{4}{22}$ 分の $\frac{4}{7}$ に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の $\frac{4}{22}$ 分の $\frac{1}{5}$ に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずることとした（自動車重量譲与税法附則②）。

七 自動車重量譲与税法の改正（平成34年4月1日施行）に関する事項

- 1 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の $\frac{1}{1000}$ 分の $\frac{3}{57}$ に相当する額を市町村及び都道府県に対して譲与することとした（自動車重量譲与税法1）。
- 2 自動車重量譲与税の $\frac{3}{57}$ 分の $\frac{3}{33}$ に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした（自動車重量譲与税法2①、3①）。
- 3 自動車重量譲与税の $\frac{3}{57}$ 分の $\frac{2}{4}$ に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした（自動車重量譲与税法2の2、3①）。
- 4 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の $\frac{1}{1000}$ 分の $\frac{4}{31}$ に相当する額とし、自動車重量譲与税の $\frac{4}{31}$ 分の $\frac{4}{7}$ に相当する額を市町村に対し、自動車

重量譲与税の $\frac{431}{1000}$ 分の $\frac{24}{100}$ に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずることとした（自動車重量譲与税法附則②）。

八 自動車重量譲与税法の改正（平成46年4月1日施行）に関する事項

- 1 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の $\frac{1}{1000}$ 分の $\frac{401}{100}$ に相当する額を市町村及び都道府県に対して譲与することとした（自動車重量譲与税法1）。
- 2 自動車重量譲与税の $\frac{401}{100}$ 分の $\frac{333}{100}$ に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした（自動車重量譲与税法2①、3①）。
- 3 自動車重量譲与税の $\frac{401}{100}$ 分の $\frac{68}{100}$ に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした（自動車重量譲与税法2の2、3①）。
- 4 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の $\frac{1}{1000}$ 分の $\frac{475}{100}$ に相当する額とし、自動車重量譲与税の $\frac{475}{100}$ 分の $\frac{407}{100}$ に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の $\frac{475}{100}$ 分の $\frac{68}{100}$ に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずることとした（自動車重量譲与税法附則②）。

九 自動車重量譲与税法の改正（平成47年4月1日施行）に関する事項

- 1 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の $\frac{1}{1000}$ 分の $\frac{416}{100}$ に相当する額を市町村及び都道府県に対して譲与することとした（自動車重量譲与税法1）。
- 2 自動車重量譲与税の $\frac{416}{100}$ 分の $\frac{333}{100}$ に相当する額を市町村に対して市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与することとした（自動車重量譲与税法2①、3①）。
- 3 自動車重量譲与税の $\frac{416}{100}$ 分の $\frac{83}{100}$ に相当する額を都道府県に対して自動車税の種別割を課した自家用の乗用車の台数に按分して譲与することとした（自動車重量譲与税法2の2、3①）。
- 4 自動車重量譲与税は、当分の間、自動車重量税の収入額の $\frac{1}{1000}$ 分の $\frac{490}{100}$ に相当する額とし、自動車重量譲与税の $\frac{490}{100}$ 分の $\frac{407}{100}$ に相当する額を市町村に対し、自動車重量譲与税の $\frac{490}{100}$ 分の $\frac{83}{100}$ に相当する額を都道府県に対し譲与する特例措置を講ずることとした（自動車重量譲与税法附則②）。

十 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第316号）に関する事項

地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等を定めた地方税法施行令の一部を改正する政令について、次のとおり規定の整備を行うこととした（平成26年改正令附則4②～④）。

- 1 平成31年9月から同年11月まで及び同年12月から平成32年2月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払について、貨物割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に各道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の17分の10に相当する額とすること。
- 2 平成31年9月から同年11月まで及び同年12月から平成32年2月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払について、譲渡割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に各道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の17分の10に相当する額とすること。

十一 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）に関する事項

- 1 法人事業税交付金について、以下の措置を講ずることとした（平成28年改正令第1条）。
 - (1) 標準税率を超える税率で事業税を課する都道府県が法人事業税交付金を交付する場合に、納付された法人の事業税の額から当該額に当該都道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として算定された率を乗じて得た額を控除した額の一部に相当する額を、当該都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付することに伴い、当該率を定めることとした。
 - (2) 標準税率を超える税率で事業税を課する都道府県が法人事業税交付金を交付する場合の八月の交付時期に交付すべき額について、所要の見直しを行うこととした。
- 2 特別区財政調整交付金に関する規定について所要の見直しを行うこととした（平成28年改正令第6条）。

十二 地方財政法施行令の改正に関する事項

自動車重量譲与税を都道府県に対して譲与することとされることに伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした（地方財政法施行令13、附則9～13、15、16）。

十三 国税収納金整理資金に関する法律施行令の改正に関する事項

- 1 自動車重量税に係る組入金について、その1,000分の416（現行3分の1）に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計に係る自動車重量税に係る組入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金とするとともに、所要の経過措置を講ずることとした（国税収納金整理資金に関する法律施行令4の2⑥）。
- 2 自動車重量税に係る組入金について、当分の間、その1,000分の490（現行1,000分の407）に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計に係る自動車重量税に係る組入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金とするとともに、所要の経過措置を講ずることとした（国税収納金整理資金に関する法律施行令附則③）。

十四 災害対策基本法施行令の改正に関する事項

自動車重量譲与税を都道府県に対して譲与することとされることに伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定について所要の見直しを行うこととした（災害対策基本法施行令43、附則⑤）。

十五 特記事項（平成31年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等）

- 1 車体課税等について、自動車税の種別割の税率引下げ、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率の適用区分の見直し、各種特例制度の見直し、自動車重量税の譲与割合の引上げ、揮発油税から地方揮発油税への税源移譲、自動車税の環境性能割交付金の交付割合の見直し、需要平準化対策に係る自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減等、本年度税制改正において大幅な改正を実施している。

これらの改正内容については、施行日が中長期的かつ多岐にわたっているものや平成28年度税制改正による改正後の規定について改正を行っているものもあり、また、自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の対象車両の見直しや自動車税の環境性能割交付金の交付割合の見直しは、本年度税制改正による改正後の規定について施行日を違えてさらに改正しているものであることから、各税目の改正内容及び施行日を確認の上、必要な条例改正等を行うこと。

加えて、平成31年10月1日の消費税率引上げのタイミングで自動車税の種別割の税率引下げや需要平準化対策等、車体課税についても大きな改正が重なることから、基幹税務システムの改修（OSS共同利用化システムとの接続を含む。）についても適切に対応し、税務事務に遺漏ないようにすること。

- 2 各地方団体にあつては、マイナンバーの適切な取扱いに万全を期すとともに、マイナンバーを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を、地方税情報を取り扱う関係部署を含め徹底すること。

また、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の内容に留意し、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底すること。

平成29年11月からは、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されていることから、各税目の手続において添付書類の省略が可能なものについては、省略するよう適切に対応すること。

- 3 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化に取り組むこと。

- (1) 本日設立された機構は、eLTAxの設置・管理等に関する事務、地方税に関する地方団体向けの支援（調査研究・広報・職員向け研修）等を行うこととしており、各地方

団体においては、機構の運営が円滑に行われ、機構の業務が効率的、効果的に実施されるよう、機構の組織運営、業務の実施等について協力するとともに、機構に関連する地方税関係の業務については、機構との緊密な連携の下で適切に処理すること。特に、機構が管理するeLTAXについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

(2) 地方法人二税の電子申告について、大法人は平成32年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されること、及び、中小法人は規制改革推進会議の「行政手続部会取りまとめ」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）において電子申告利用率70%以上（将来的には、100%）の数値目標が設定されていること等を踏まえ、各地方団体においては、国税庁と連携しつつ、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組むこと。

(3) 全地方団体による地方税共通納税システムが平成31年10月に稼働予定となっていることを踏まえ、その稼働までに、各地方団体における必要なシステム（基幹税務・出納システム等）の対応、会計事務の取扱いの整理及び指定金融機関等との調整など、適切に取り組むこと。

(4) 複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化、国税・地方税間の開廃業・異動届出等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化について、機構においてeLTAXシステム上の対応を順次行う予定としていることから、各地方団体においては、当該一元化の実施に向けて、法人（及びその設立予定者）、税理士会（各支部を含む。）等への周知等に取り組むこと。

(5) 財産調査で用いる給与等照会様式については、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ取りまとめられた統一様式を使用すること。

また、財産調査で用いる金融機関照会様式についても、平成27年度にとりまとめた標準様式を使用すること。

この他、地方団体における手続上の書式・様式に関し、eLTAXを活用すれば全国統一フォーマットによる手続が可能となり、事業者の負担軽減につながることから、引き続き、その活用の促進に取り組むこと。

(6) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）や「未来投資戦略2018」において、自治体クラウドの導入を一層進めることとされており、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあることを踏まえ、既に導入している地方団体の事例も参考としつつ、税務システムのクラウド化や共同化の推進について、積極的に取り組むこと。

4 平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しが平成31年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用されることから、適切に対応すること。

5 平成30年度税制改正における給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替により、税負担は増加しない者であっても、総所得金額等及び合計所得金額が増加する場合は生じることから、これらの額を活用している社会保障制度等の給付や負担

の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、当該制度等の所管府省における対応を踏まえ、適切に対応されたいこと。加えて、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に適切に対応されたいこと。

- 6 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得については、地方税法の規定により、納税通知書が送達される時までに、特定配当等申告書及び特定株式等譲渡所得金額申告書を適用した場合に限り、総合課税（特定配当等に係る所得のみ）又は申告分離課税を選択することができることを踏まえ、適正な税務執行に努めること。
- 7 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されることにより、今後さらに外国人労働者数の増加が見込まれることを踏まえ、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図ること。
また、外国人労働者の転入等の手続きの機会に、これらの制度を含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組むこと。
- 8 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通し、地方創生の実現を図ろうとするものであり、今般、対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用の改善を行ったことから、積極的な取組を進めていただきたいこと。
- 9 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めること。
- 10 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めること。
- 11 地方税に関連する情報システムの改元に伴う改修等については、住民生活に支障が生じることのないよう、それぞれ適切に対応すること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）による改正前の地方税法

「改正令」：地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）

「平成26年改正令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第316号）

号)

「平成28年改正法」：地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）

「平成28年改正令」：地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）

「平成30年改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）